

朝倉市高齢者の保健事業と介護予防等の一体的な実施事業（高齢者に対する個別的支援）

委託業務概要

1. 業務名

朝倉市高齢者の保健事業と介護予防等の一体的な実施事業（高齢者に対する個別的支援）業務

2. 事業の目的

地域に居住する高齢者のうち、低栄養や身体的フレイルのおそれがある者又は健康状態が不明な者を対象として、訪問等による健康相談及び保健指導を実施し、適切な健康管理及び受診行動の促進を図り、心身機能の低下を予防するとともに、必要な医療・介護サービス等への円滑な接続を図ることを目的とする。

3. 業務委託期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

4. 委託業務概要

(1) 高齢者に対する訪問健康相談・保健指導

- KDB システム等により抽出された低栄養・身体的フレイルに該当する対象者に対し、訪問による健康相談および保健指導を実施
- 健康状態や生活状況の把握、生活習慣改善指導
- 健康状態に応じた医療機関受診勧奨
- 介護予防事業や医療・介護サービス等への接続支援
- 原則として1人あたり2回の支援（初回および約3か月後の評価）

(2) 健康状態が不明な高齢者へのアウトリーチ支援

- 健診・医療受診履歴がない高齢者に対する訪問支援
- 健康状態や生活状況の把握、健診受診勧奨
- 介護予防事業や医療・介護サービス等への接続支援
- 原則として1人当たり2回の支援（初回および約3か月後の評価）

(3) 事業運営管理・評価報告

- 業務全体の運営管理、進捗管理
- 月次報告書の作成・提出
- 事業実施評価報告書の作成（国の交付金要件に基づく）

5. 対象者

75歳以上の後期高齢者医療制度被保険者のうち、以下に該当する者

- 低栄養または身体的フレイルのリスクがある者

- 過去2年間に健診・医療受診履歴がなく、要介護認定のない健康状態が不明な者
※一定の条件（認知症、精神疾患、要介護認定者等）に該当する者は除外

6. 訪問人数等

- 低栄養・身体的フレイル予防対象者：50人（延べ100回）
- 健康状態不明高齢者：55人（延べ110回）
※人数・回数は見込みであり、予算の範囲内で最終決定する。

7. 受託者要件

- 保健指導業務の実績を有する事業者
- 本業務は、保健師、看護師、管理栄養士のいずれかの資格を有し、生活習慣病の発症や重症化予防及び心身機能の低下の防止等に関し知識及び保健指導の経験を有する者が行うこと

8. 留意事項

- 原則として業務の再委託は不可（市の承認がある場合を除く）
- 個人情報 の適正管理を徹底すること
- 感染症・災害等により訪問が困難な場合は、電話等による代替対応を可とする
- 市と緊密に連携しながら業務を実施すること